

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月5日(月)午前9時00分から午前9時59分

2. 開催場所 役場2階第7・8会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 有賀 勝英
会長職務代理者	2番 宮原 光平
委員	3番 原 美子
	4番 宮澤 依子
	5番 中村 良治
	6番 小島 敏雄
	7番 新村 幸子
推進委員	中村 脩司
	小澤 清之
	中條 清春
	栗林 秀樹
	福島 正一郎
	漆戸 裕司
	古村 孝

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号	農地法の規定に基づく許可について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫
書記	役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

おはようございます。寒い日が続いております、もう2月ということですが、2月は日照が少ないうえに、冬のオリンピックがあつて、非常に短く感じる月だと思います。2月度の農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

あらためましておはようございます。お忙しいところありがとうございます。こちら辺はあまり雪が降らなくて幸いですが、日本海のほうはたくさん雪が降って大変なようですけれど、あまり雪がないのも水が困ります。今日の委員会ですけれど、非常にたくさん資料がありますが、旅行の件もありますので希望のところに丸をつけて出していただいて、早く決めていただくようにお願いします。簡単ですが、ご挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

5番の中村委員さんと6番の小島委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番～3番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。

岐阜県可児市桜ヶ丘6丁目・・・番地にお住まいのAさん所有の大字小野・・・番、地目は畑、面積1,792㎡、および、大字小野・・・番、地目は畑、面積739㎡、以上2筆、2,531㎡を、辰野町大字小野・・・番地にお住まいのBさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は121㌦で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確

保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、中村委員、中村推進委員から意見書をいただいております。

<中村委員>

1月4日に中村推進委員と現地確認いたしました。2筆につきましては地籍調査が済んでおりまして、境界等ははっきりしておりますので、なんら問題はないと思います。以上です。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたらあげていただきたいと思いますけれども、よろしいですか？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏をご覧ください。

辰野町大字赤羽・・・番地にお住まいのCさん所有の、大字赤羽・・・番、地目は畑、面積375㎡を、辰野町大字赤羽・・・番地にお住まいのDさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は69㎡で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、小島委員、漆戸推進委員から意見書をいただいております。

<漆戸推進委員>

1月14日、小島委員とDさんの3人で現地を見てきました。現地は地籍調査の済んだところで、境等はしっかり入っております。なんら問題ないと思われま

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですか？なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の表をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのEさん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積1,204㎡および、大字伊那富・・・番、地目は田、面積704㎡、以上2筆、合計1,908㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのFさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は79㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<宮原職務代理>

この件は1月17日に原委員とその他5条2件とタイミング良く3箇所確認をしてきました。3条の件は(場所の説明)となります。ちょうど隣に田んぼを作られていて、地続きの関係で都合がいいというようなことです。境界がしっかりして、問題はなかろうかと確認してまいりました。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。よろしいですか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可について、1番～4番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の裏をご覧ください。

辰野町大字辰野・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積529㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのBさんが取得し住宅敷地(倉庫)を新設するための申請でございます。

譲受人は申請地に隣接する母親所有のご自宅にお住まいですが、申請地を取得し、倉庫等、住宅敷地としたい計画であります。

申請地は、地図にも記載のあるとおり、以前より倉庫が建設されており、無断転用の状態となっております。適正な手続きにより違反の状態を是正するための申請であり、理由書の内容から故意でないと判断されますので、追認の許可という形ではありますがご審議をお願いします。

また、倉庫の建築面積に対し、申請面積が過大ではありますが不整形地で残地の有効利用が見込めないため、許可はやむを得ないと判断しました。申請地は南北の高低差が大きく、倉庫が建築されている部分とその南側の部分では3メートルほどの段差があります。倉庫が建築されていない南側の部分では大雨の際に鉄砲水等の被害を受けており、畑としての利用は見込めないため、石材等を配置、住宅敷地としたい計画です。

申請地は宅地および山林に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<宮原職務代理>

この件は前年 29 年に 1 回確認をして、その時は 3 条で出ていましたが難しいんじゃないかということで事務局と相談して時間が経過して今月にはいるというような状況になったわけです。地図を見ますと、(場所の説明)になるところで、申請地図の上方は山林になっているということで、現在倉庫が建っていて今回の状況はやむを得ないと確認してきました。ご審議をお願いします。

<有賀会長>

この件について事務局の説明、宮原委員の説明に対し何かご質問がございましたら。よろしいですか？元々親が建てたということで、手作りの倉庫ですが説明ではやむを得ないかなと思いますが、よろしいでしょうか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

2 番、3 番は関連する案件でありますのであわせてご説明いたします。地図は 2 枚目の表をご覧ください。

2 番、使用貸借権の設定であります。辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの C さん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積 93 m²、および、大字伊那富・・・番、地目は田、面積 109 m²を、駒ヶ根市赤穂・・・番地にお住まいの D さんが使用貸借し、住宅を新築するための申請でございます。

なお、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初の計画では、現在の所有者である C さんが物置用地とするために 5 条の許可を受け農地を取得しましたが、事情により計画を断念しておりました。今回は息子である、D さんが申請地を借り受け住宅敷地としたい計画であります。

3番、所有権の移転であります。辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのEさん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積156㎡を、駒ヶ根市赤穂・・・番地にお住まいのDさんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。

転用事業者であるDさんは、現在町外のアパートに居住しておりますが、お子様の成長に合わせ、ご実家のある辰野町に住宅を新築したい計画であります。

事業の全体面積は、2番の使用貸借、3番の売買の申請地および、隣接する祖父所有の宅地3.92㎡をあわせた361.92㎡であります。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<宮原職務代理>

1月17日に原委員と確認をしたわけですが、町道に接して上下水道も埋設されていて、境界もはっきりしているということで問題なかろうかと確認しました。ご協議をお願いします。

<有賀会長>

2番3番をまとめてしまいたいと思いますので、ご意見ございましたら。複雑ですがこのようになるということですのでお願いしたいと思います。何か質問ございますか？、よろしいですか？なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は3枚目の表をご覧ください。

辰野町大字赤羽・・・番地にお住まいのFさん所有の大字赤羽・・・番、地目は田、面積1,799㎡を、伊那市前原・・・番地に所在する株式会社Gが取得し、建売住宅を新築するための申請であります。譲受人は宅建免許を有する宅建業者で、申請地を取得し5区画の建売住宅を建築したい計画であります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共的施設、辰野中学校及び荒神山公園がありますので、農地法第5条2項①口(1)第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、小島委員、漆戸推進委員から意見書をいただいております。

<漆戸推進委員>

1月20日に小島委員と土地家屋評価士のHさんと3人で確認しました。道路が3方向に接していて、上下水道は通っております。現況からいってなんら問題ないと思われます。以上です。

<有賀会長>

(場所の説明)だね？

<漆戸推進委員>

そうです。(場所の説明)でもって、何年か前に元々田んぼだったこの畑を嵩上げして道路と同じ高さになっております。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。よろしいですか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。計4件、5筆、面積は6,374㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

この件につきまして何かご質問ございましたら？よろしいですかね？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<中畑事務局次長>

農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが2件、議案書の通りでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上です。

<有賀会長>

それでは次をお願いします。

その他

○次回委員会開催日:3月2日(金) 午前9時00分から 役場2階第7・8会議室

○今後の予定

2月19日(月) 上伊那ファーマーズのつどい(駒ヶ根市アイパル)

2月21日(水) 長野県農業委員会女性協議会研修会(安曇野市) <女性委員>

○長野県女性農業委員の会上伊那支部長退任にあたり(原委員)

回り番でしたが、29年度の支部長を勤めさせてもらいました。今報告していただいたように、29日にかやぶきの館で総会をしまして全てが承認されました。おかげさまで慣れないことをさせていただきましたけれども、経験させてもらったことをとても良かったと思っています。アンケートもお時間があつたら目を通していただきたいと思いますが、辰野町もいい所があるし、辰野町をこう温かく見てくださっている目があるなということを知っていただくのもよかったですかなと思います。今まで辰野町で研修したことがなかったようですけれど、個人的な考えですがやっぱり辰野町を愛したいし、これからまた夢のある明るい町、自分もそういうような気持ちで住める町にしていけたらいいなと思いました。それにつけても、北信越で日本海の方々はお米もお酒もおいしいですけれど、とても元気です。私たちがパワーをもらって、これからも元気にいきたいなということを感じさせてもらったいい1年間を経験しました。報告をさせていただきます。ありがとうございました。

○地域農業を考え、農地利用の最適化を進める長野県運動について

○H29年度 転用面積、農地パトロールの結果について

H28年度に比べてA判定、B判定ともに増加傾向

○加工セミナー、粟講演会について

○H30年 農業委員会視察研修について

○えごまの種配布について

(閉会)

<宮原職務代理>

長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。これにて総会を閉会といたします。ご苦勞様でございました。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印